

選択的評価事項に係る評価

自己評価書

平成20年6月

秋田公立美術工芸短期大学

目 次

I	短期大学の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	選択的評価事項B 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況	3

I 短期大学の現況及び特徴

1 現況

(1) 短期大学名 秋田公立美術工芸短期大学

(2) 所在地 秋田市新屋大川町 12 番 3 号

(3) 学科等の構成

学 科：工芸美術学科，産業デザイン学科

専攻科：工芸美術専攻，産業デザイン専攻

(4) 学生数及び教員数（平成 20 年 5 月 1 日現在）

学 科：工芸美術学科（131 名）

産業デザイン学科（191 名）

専攻科：工芸美術専攻（8 名）

産業デザイン専攻（16 名）

専任教員数：工芸美術学科（13 名）

産業デザイン学科（15 名）

2 特徴

(1) 概況

本学は、平成 7 年（1995 年）に秋田市を設置主体とし、周辺市町村（当時 9 町 1 村）からの運営基金支援を得て設立された。急速な技術革新による高度情報化社会への移行とともに、産業構造そのものの質的転換が求められるようになっていた。一方、秋田県や秋田市においては、高学歴志向による若者の県外流出や目前に迫っている少子高齢化対策も重大な懸案事項となっていた。設置者である秋田市では、地域活性化のための対策として地場産業等を含めた産業の振興と電子テクノロジーの活用による新規事業の開拓等に資する高等教育の整備・充実が検討されていた。以上の様な背景の中で、本学は、地域産業に根ざし美術工芸の技術者を 40 年間にわたり養成してきた「秋田市立美術工芸専門学校」の専門課程を発展的に改組し、新たに「秋田公立美術工芸短期大学」として設置した。なお、母体となった旧市立美術工芸専門学校を附属高等学院として併設していることも大きな特徴である。旧市立美術工芸専門学校は、昭和 27 年、秋田市の工芸産業支援を目的に創立され、改組後の附属高等学院を合わせると創立 50 年余の歴史を有する。

本学は、東北地域における唯一の公立の美術系高等教育機関である。各県の国公立大学においては、旧教育学部系の美術教育は実施されているが、美術・工芸・デザイン分野に特化した高等教育機関は他にない。したがって、秋田市が主体となる公立短期大学にもかかわらず、東北・北海道出身の学生も多く在籍し、近年は西日本からの入学者も増加しており、県外の学生が学生総数の半数を超える状況である。

開学 14 年目を迎える、卒業生は約 1,800 名に及ぶ。

卒業後の進路については、本学の特性から他大学との比較は困難なものがあるが、就職希望者の就職率は例年 90% を超えている。しかし、地元企業の業績低迷もあり、地域への定着は芳しくなく、多くが県外へ

の就職となっているのが実情である。また、進路において特徴的な傾向は、4 年制大学への編入志望者の増加である。これは、少子化による大学全入時代を迎えて、特に、私立 4 年制大学の受け入れ姿勢の変化とも呼応していると考えられる。

(2) 教育の特色

本学は、美術・工芸・デザイン分野に特化した短期大学であり、工芸美術・産業デザインの 2 学科及び専攻科を設置している。各学科は、それぞれの設置目的、教育目標、手法、使用素材の種類などにより、さらに専門のコース（工芸美術学科）及び分野（産業デザイン学科）に細分化している。

工芸美術学科は、木材工芸コース、漆工芸コース、金属工芸コース・鑄金、金属工芸コース・彫金、染織コース・染色、染織コース・織、窯芸コース・陶芸、窯芸コース・ガラス、絵画コースの 9 コースを開設している。

産業デザイン学科は、グラフィックデザイン、パッケージデザイン、映像デザイン、ウェブデザイン、平面構成、イラストレーション、プロダクトデザイン、建築・インテリアデザイン、建築史・意匠、デザイン計画、公共デザインの 11 専門分野を開設している。

専攻科は、工芸美術専攻と産業デザイン専攻の 2 専攻を開設して、各領域における、高度な専門の知識・技術の教育を行っている。両専攻の開設分野は、学科と同様である。

公立の短期大学で、このような広範な美術・工芸・デザインの専門分野を開設しているのは、大きな特徴といえる。

(3) 地域貢献

本学は、平成 8 年、地域に開かれた大学を実現するため、地域産業の活性化、生涯学習の振興、文化向上を目的に、大学開放センター「アトリエももさだ」を開設した。大学開放センターは、地域の生涯学習の拠点として、美術・工芸・デザイン分野の実技等体験学習施設であるとともに、本学の知的財産を広く地域住民に還元する機能を持つ。美術系大学が他にない状況から、多くの要望が寄せられており、大学開放センター及び関連機関である「秋田学術振興財団」を介して様々な形で地域貢献を行っている。

事業内容として、受託研究、公開講座、アートスクール、市民講演会等を行っている。

Ⅱ 目的

1 設立の目的及び趣旨

平成6年4月、秋田市は、秋田公立美術工芸短期大学設置認可を文部省（現文部科学省）に申請した。設置認可申請書中「1. 設置する大学等の概要を記載した書類」において、目的として「教養を高めるととも、実際に必要な学芸を教授研究し、生涯学習の振興、文化向上と産業の発展に貢献しうる教養と識見、高い技術水準を備えた人材を育成することを目的とする」を掲げている。

同じく、「2. 大学等設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類」において、I 設置の趣旨として、「今日、我が国では、高齢化、国際化、技術革新、情報化、価値観の多様化、経済のソフト化・サービス化が進展し、本市を取り巻く情勢も大きく変化してきている。本市がこのような時代の変化に、フレキシブルに対応し、活力ある地域社会を形成するためには、人間性が豊かで創造性に富み、総合的、弹力的に考える力を持ち、それぞれの分野で高い技術水準を備えた人材の育成が重要な課題となっている。また、多様化、高度化する生涯学習への対応や、地域活性及び人材や技術の地域間格差是正のため、地方における高等教育の整備・充実が強く求められている。このような状況に対応し、秋田市は、全国的にも例のない、地域産業に根ざした美術工芸の技術者を40年間養成している秋田市立美術工芸専門学校の専門課程を発展的に改組し、伝統産業の振興及び産業の活性化に寄与する人材の育成を主眼とする秋田公立美術工芸短期大学を設置する。」と設置の趣旨を述べている。

設置については、秋田公立美術工芸短期大学条例第1条に「秋田公立美術工芸短期大学は、上記目的のため、学校教育法第1条に規定する大学として秋田市が近隣市町村とともに平成7年4月に秋田市西部の新屋大川町の旧秋田市立美術工芸専門学校に隣接する地に設置したものである。」と、明記している。

2 目的

本学の目的は、教育基本法及び学校教育法の趣旨に則り、「広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、創造性豊かな人間性を育成するとともに、職業人として高い技術水準を備えた人材育成し、広く地域に開かれた大学として、産業の発展に貢献する」と定めている。

これに沿い、工芸美術学科及び産業デザイン学科を設置し、さらに、より高度な専門教育を実践するため専攻科を設置している。

また、各学科、専攻科の教育目標を次のとおり定めている。

●工芸美術学科の教育目標

- ① 美術工芸の知識と技術を身につけ、創造性に満ちた個性豊かな芸術家の育成を目指します。
- ② 社会生活における美術工芸の役割を認識し、芸術文化の社会浸透を担う人の育成を目指します。

●産業デザイン学科の教育目標

- ① デザインの基礎的な知識と表現技術を身につけ、自ら進んでデザインを探求し、独自の世界を開拓するデザイナーの育成を目指します。
- ② 共感を生むデザインで、地域や産業を元気にする人材の育成を目指します。

●専攻科の教育目標

美術・工芸・デザイン分野の高度な専門知識及び技術を教授し、優れた芸術家・デザイナーの育成を目指す。次に、本学の地域貢献に係る目的として「広く地域に開かれた大学として、産業の発展に貢献する」として、地域産業の活性化、生涯学習の振興、文化向上を目的に、大学開放センター及び附属図書館を設置し活動している。特に大学開放センターの活動は、美術系大学の特色を生かしたものである。

III 選択的評価事項B 正規の課程の学生以外に対する教育サービスの状況

1 選択的評価事項B 「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」に係る目的

本学の教育理念・目的は学則に以下の記されている。

本学は、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、創造性豊かな人間性を育成するとともに、職業人として高い能力を備えた人材を育成し、広く地域に開かれた大学として、産業の発展に貢献することを目的とする。

(秋田公立美術工芸短期大学学則第1条)

「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」に係る目的については、上記条文中「広く地域に開かれた大学として、産業の発展に貢献することを目的とする。」と表記している。

これら目的達成のため、諸規程等を定め、正規の課程の学生以外に対する教育活動を実施している。

目的に係る規程等は、以下のとおりである。

- ・ 秋田公立美術工芸短期大学条例（設置）第1条、（入学検定料）第4条、（大学開放センター）第7条（平成6年条例第25号）（資料B-1）
- ・ 秋田公立美術工芸短期大学条例施行規則（研究生等）第3条、（授業料の納付）第7条（平成6年規則第32号）（資料B-2）
- ・ 秋田公立美術工芸短期大学学則（目的）第1条、（附属図書館）第3条、（大学開放センター）第4条、（科目等履修生）第49条、（聴講生）第50条、（研究生）第51条、（外国人留学生）第52条、（公開講座）第56条（平成7年大学規程第1号）（資料B-3）

2 選択的評価事項B 「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」の自己評価

(1) 観点ごとの分析

観点B－1－①： 短期大学の教育サービスの目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が周知されているか。

【観点に係る状況】

選択的評価事項に関する、本学における「短期大学の教育サービスの目的」とは、地域への貢献と密接に結びつくものであり、本学が市民等を対象に専門領域に関わる研究・教育活動を背景とした教育サービスを行うことである。これら教育サービスの目的を達成するため、下記の諸規程を定め個別の事項に対応している。

社会教育関係

- ・ 秋田公立美術工芸短期大学科目等履修生規程（平成7年 大学規程第8号）（資料B－4）
- ・ 秋田公立美術工芸短期大学聴講生規程（平成7年 大学規程第9号）（資料B－5）
- ・ 秋田公立美術工芸短期大学研究生規程（平成7年 大学規程第10号）（資料B－6）
- ・ 秋田公立美術工芸短期大学外国人留学生規程（平成7年 大学規程第11号）（資料B－7）

施設関係

- ・ 秋田公立美術工芸短期大学附属図書館運営規程（平成7年 大学規程第3号）（資料B－8）
- ・ 秋田公立美術工芸短期大学大学開放センター管理運営規則（平成8年 規則第12号）（資料B－9）
- ・ 秋田公立美術工芸短期大学施設管理規程（平成7年 大学規程第25号）（資料B－10）

また、目的や計画は、大学の広報活動（刊行物、ホームページ等）により周知している。

本学は、地域に開かれた大学づくりを通じて、積極的に地域社会に貢献することを目的とし、平成8年に大学開放センター「アトリエももさだ」を開設し大学開放活動を行ってきた。美術系短期大学としての特色を有した本学の機能・知的財産を広く市民に還元し、多様化する生涯学習のニーズに対応している。（資料B－11 アトリエももさだリーフレット）また、大学開放センターの施設管理は、財団法人秋田学術振興財団が行っている。（資料B－12 秋田学術振興財団の概要）

教育サービスの形態としては、本学主催による「公開講座」（平成11年度～）、「市民講演会」（平成13年度～）、「ももさだアートスクール等」（平成15年度～）、大学コンソーシアムあきた主催「高大連携授業」（平成16年度～）、「社会人向け講座」（平成17年度～）、「連携公開講座」（平成17年度～）であり、内容は下記のとおりである。

なお、社会教育関係の活動として、一般の大学・短期大学同様本学においても、前述の諸規定に基づいて研究生等を受け入れている。

「公開講座」

平成18年度末、公開講座は教務委員会から大学開放センター運営委員会が所管することとなった。大学開放センター運営委員会は、従前の年度ごとの計画を改め、1.全教員による開講、2.講座内容（実技系・講義系）の適正配分を考慮した3カ年の開講計画を策定した。

「ももさだアートスクール等」

美術系分野に関心を持つより多くの市民に芸術・創作活動に接する機会を提供する目的で、主に初心者を対象とした講座を開講し、秋田学術振興財団職員や本学卒業生を中心とした講師陣により平成12年度より実施し

ている。

「市民講演会」

学長がコーディネーターになり、定期的に各界を代表する講師を招き、市民を対象とした講演会を開催している。

「高大連携授業」

県内の大学等が連携・交流することにより、それぞれの教育・学術研究機能の水準を高めるとともに、その成果を地域社会に還元し、地域の発展に貢献することを目的として、平成17年3月に「大学コンソーシアムあきた」が設立され、本学も構成大学として事業に参加している。高大連携授業は実施主体が大学コンソーシアムあきた、主催が秋田県学術国際部及び秋田県教育委員会である。大学及び短期大学の授業を受講する機会を設けることにより、高校生の学問への関心をたかめるとともに、進路決定に役立たせることをねらいとし、大学コンソーシアムあきたが大学等に依頼、高校生のために特別に企画する公開講座を開講している。(資料B-13 大学コンソーシアムあきた事業報告)

「社会人講座」

実施主体は大学コンソーシアムあきたであり、主に社会人を対象として専門知識・教養等多様な教育機会を提供することを目的としている講座である。本学の教員も開講している。実施に関する企画・運営・事務は大学コンソーシアムあきたが行い、受講生募集案内を配布、ポスターの掲示等の要請を行い、周知を行っている。

(資料B-13 大学コンソーシアムあきた事業報告)

「連携公開講座」

実施主体が大学コンソーシアムあきたの講座であり、県内の高等教育機関がその成果を地域社会に還元し、地域の発展に貢献することを目的としている講座である。実施に関する企画・運営・事務は大学コンソーシアムあきたが行い、受講生募集案内を配布、ポスターの掲示等の要請を行い、周知を行っている。(資料B-13 大学コンソーシアムあきた事業報告)

「その他の活動」

他の講演会活動等は、各教員が専門分野の立場から、地域の主催団体・機関等との協議により計画され、実施されている。

【分析結果とその根拠理由】

大学の教育サービスの目的に照らして、目的を達成するため、計画や具体的方針を定めている。また、これらの目的と計画を周知している。

観点B-1-②： 計画に基づいた活動が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

実施の状況は次のとおりである。

「公開講座」

平成11年度では22講座、平成12年度では5講座、平成13年度では4講座、平成14年度では10講座、平成15年度では1講座、平成16年度では8講座、平成17年度では7講座、平成18年度では6講座、平成19年度では10講座を実施している。

講座名及び内容、対象、開講日時、定員、は本学ホームページや秋田市が毎月2回発行し、全戸に配布する

広報誌広報あきたの他、講座の案内チラシ等を作成し、市内の各教育・文化施設等に配布し周知を行っている。

また、講座終了後は受講生に対しアンケートを実施している。また平成19年度より3年間のスケジュールを作成し、講座の流れを実習系、座学系の配分等を考慮した長期的展望を形成している。(資料B-14 20年度公開講座の概要)

「ももさだアートスクール等」

平成12年度では9講座、13年度では13講座、14年度では14講座、15年度では25講座、16年度では22講座、17年度では22講座、18年度では22講座、19年度では10講座を実施している。ももさだアートスクール等は年度ごとに計画され、講座内容及び対象、開催日、定員、受講料、教材費を広報あきたで周知を行っている。講座終了後には受講者にアンケートを実施している。(資料B-15 20年度前期ももさだアートスクールの概要)

「市民講演会」

平成13年度では10講演、平成14年度では8講演、平成15年度では10講演、平成16年度では2講演、平成17年度では6講演、平成18年度では3講演を実施している。講演会は本学ホームページ、広報あきた及び講演会案内チラシ等で周知を行っている。(資料B-16 市民講演会案内)

「高大連携授業」

平成17年度より高大連携授業に講座を開講しており、平成17年度では教員22名3講座、18年度は教員20名3講座、19年度教員22名4講座を実施している。開講科目は、大学の雰囲気がわかり、受講した学問分野の考え方や、手法を体験できる内容とし、併せて大学の特色や学部・学科を紹介するような科目がテーマとなり、年度ごとに各学科内で検討の上、講座内容及び担当教員を決定している。事業実施に関する事務は大学コンソーシアムあきたが行い、県内各高校へ受講生募集案内を配布、周知を行っている。受講者に対しては修了証を交付し、授業に関するアンケートも行っている。(資料B-13 大学コンソーシアムあきた事業報告)

「社会人講座」

本学からは平成17年度では4講座、18年度では4講座、19年度では3講座を実施している。実施に関する企画・運営・事務は大学コンソーシアムあきたが行い、受講生募集案内を配布、ポスターの掲示等の要請を行い、周知を行っている。(資料B-13 大学コンソーシアムあきた事業報告)

「連携公開講座」

実施に関する企画・運営・事務は大学コンソーシアムあきたが行い、受講生募集案内を配布、ポスターの掲示等の要請を行い、周知を行っている。(資料B-13 大学コンソーシアムあきた事業報告)

【分析結果とその根拠理由】

平成19年度から、公開講座は全教員参加可能な講座として、計画的な講座を開講している。また、その周知は、本学ホームページ、案内チラシ及び広報あきたで行われている。

ももさだアートスクール等は、多くの市民に芸術・創作活動に接する機会を提供する目的に、主に入門レベルの講座を開講している。実施計画及び運営は秋田学術振興財団職員が中心となっている。

市民講演会は、各界を代表する著名人を講師に招き実施している講演会であり、定員を上回る多くの参加者が聴講している。聴講者は、市内はもとより、県内、県外からも多く、本学の教育的サービスの大きな柱のひとつとなっている。

高大連携授業・社会人向け講座・連携公開講座の実施主体は大学コンソーシアムあきたであり、平成17年度より本学も構成大学として講座を開講している。実施の結果を基に、目的にあった方針を検討し、計画的に講座を開講している。以上、計画に基づいた活動を適切に実施している。

観点B－1－③： 活動の結果及び成果として、活動への参加者が十分に確保されているか。また、活動の実施担当者やサービス享受者等の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

市民開放講座は平成8年4月より開催され、平成11年3月までの実施状況は、累計で67講座、参加人数706名である。公開講座は平成11年7月より開催されているが、平成19年3月までの実施状況は、表1－1のとおりである。そもそもアートスクール等は、平成12年5月より開催され、平成17年から19年3月までの実施状況は、表1－2のとおりである。市民講演会は、平成13年6月より開催され、平成17年から19年3月までの実施状況は、表1－3のとおりである。

高大連携授業・社会人向け講座・連携公開講座は平成17年度より開講され、平成19年度まで実施状況は、表1－4, 5, 6のとおりである。

公開講座に関してはアンケートを実施しており、その結果からサービス享受者の満足度は高い。(資料B－17 19年度公開講座アンケート結果)

表1-1 「公開講座」の状況

実施年度	講座数	参加教員数	受講人数
平成17年	7	7	174
平成18年	6	6	177
平成19年	10	10	348

表1-2 「そもそもアートスクール等」の状況

実施年度	講座数	講師人数	受講人数
平成17年	22	10	227
平成18年	22	12	213
平成19年	10	6	43

表1-3 「市民講演会」の状況

実施年度	講座数	講師人数	受講人数
平成17年	6	7	785
平成18年	3	3	350
平成19年	1	1	120

表1-4 「高大連携授業」の状況

実施年度	講座数	参加教員数	受講人数
平成17年	3	22	59
平成18年	3	20	81
平成19年	4	22	75

表1-5 「社会人向け講座」の状況

実施年度	講座数	参加教員数	受講人数
平成17年	4	4	33
平成18年	4	5	39
平成19年	3	3	58

表1-6 「連携公開講座」の状況

実施年度	講座数	参加教員数	受講人数
平成17年	2	5	144
平成18年	1	5	78
平成19年	1	1	119

【分析結果とその根拠理由】

以上により参加者は十分に確保されており、活動の成果は充分上がっていると判断する。

観点B－1－④：改善のための取組が行われているか。**【観点に係る状況】**

平成18年度末、翌19年度からの専門委員会の改編に伴い、公開講座は、教務委員会から、大学開放センター運営委員会が所管することとなった。大学開放センター運営委員会は、公開講座の基本方針を再考し、従前の単年度の計画を改め、1.全教員による開講、2.講座内容（実技系・講義系）の適正配分を考慮した3カ年の開講計画を策定し、平成19年度より開講している。改善の取組みとして、その結果は参加者数増の実数として表れている。（資料B-18 公開講座の開講予定）

【分析結果とその根拠理由】

改善の取組として、アンケートをもとに今後の講座開講の内容、実施曜日や時間帯等に反映させている。

(2) 目的の達成状況の判断

資料により各講座の継続、参加者の推移から、目的の達成状況は概ね良好であると判断する。

(3) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

市民開放講座・公開講座、ももさだアートスクール等、市民講演会が長期間にわたり継続されており、秋田県という地域での美術工芸に関わる文化・産業支援の拠点あるいは中心的な役割を担っている。施設としても、美術・工芸学習体験、ギャラリー、多目的ホールの開放など、市民の生涯学習のニーズに対応し、その利用頻度も高い。また個別教員による講演会や各種委員会での講義、ワークショップの実施等、地域に対する教育サービスは相当数行われており地域の活性化の実現などにも寄与している。

【改善を要する点】

公開講座等の周知は、本学ホームページ、案内チラシ及び広報あきたで行われているが、定員に満たない講座もあり、その周知方法が検討課題にあげられる他、参加希望者に応募状況（参加可能残数）を伝える仕組みを備える必要がある。

(4) 選択的評価事項Bの自己評価の概要

本学では、市民に開かれた大学を実現するため、学内での教育活動とともに秋田県という地域での美術工芸に関わる文化・産業支援の拠点あるいは中心的な役割を担っている。地域に開かれた大学づくりを通じて、積極的に地域社会に貢献することを目的とし、大学開放センター「アトリエももさだ」を設置、美術系短期大学として特色に溢れ本学の機能を広く市民に還元し、多様化する生涯学習ニーズに対応している。今後とも、講座アンケートの意見を基に、計画・実施する方針である。ももさだアートスクール等に関しては、地域から空き店舗利用による開催を望む声も聞かれる。一部実験的な取組みが行われており、地域の教育サービスの定着と活性化へのつながりが形成されつつある。